

令和2年度 被扶養者の資格確認 Q & A

令和2年12月11日現在

Q 1. なぜ毎年、被扶養者の資格確認を行うのですか？

A 1. 就職・収入増などで被扶養者として該当されない方が、届出もれにより被扶養者として認定されている場合が多く見受けられます。収入状況等は毎年変わると思われますので、扶養家族の現在の状況が扶養認定基準に合っているか再確認させていただいております。

医療費、高齢者医療制度に係る納付金等の費用は年々増える一方であり、それらを減らすための一つの手段として適正な扶養認定をする必要があるため、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q 2. 現在、長男と長女が被扶養者になっていますが、長女（大学生）が確認調書に載っていません。追記して提出するのですか？

A 2. 確認調書には調査対象の方のみが印字されていますので、追記の必要はありません。

Q 3. 被保険者欄の「住所」が今の住所と違います。訂正するのですか？

A 3. はい。該当訂正箇所を赤＝線で抹消し、正しいご住所を赤で記入してください。

Q 4. 被扶養者の妻に年金収入とパート収入がありますが、収入金額欄には合計した金額を記入するのですか？

A 4. はい。課税非課税にかかわらず、すべての収入の合計を記入してください。

なお、金額は源泉徴収票・年金支払通知書・確定申告書などをご確認のうえ、正確に記入してください。

Q 5. 年金収入にはどのようなものが含まれますか？

A 5. 厚生年金・国民年金・企業年金・障害年金・遺族年金・農業者年金・恩給・個人年金などすべての年金が含まれます。

Q 6. 被扶養者収入が※認定基準額を超えていました。どうしたらよいですか？

※認定基準額

- ・ 60歳未満の被扶養者・・・130万円未満
- ・ 60歳以上の被扶養者・・・180万円未満

A 6. 収入の超過日またはその事実がわかった日付にて被扶養者から削除していただくことになります。会社のご担当者様に「被扶養者異動届」と「保険証」を提出してください。

なお、確認調書は該当者を赤＝線で抹消し、備考欄に理由と事実発生日を赤で記入してください。

Q 7. 確認対象の被扶養者が近々就職する予定ですが、確認調書の提出は必要ですか？

A 7. 提出期限の令和3年1月29日までに削除の届出ができない方は、確認調書を提出してください。

Q 8. 「被扶養者確認調書」を提出しないとどうなりますか？

A 8. 提出期限の令和3年1月29日までにご提出のない場合は、現在の被扶養者の状況が確認できないため、資格を削除させていただく場合があります。

確認調書はお早めに会社のご担当者様に提出してください。